

クラブ申し合わせ事項

1. 親睦委員会に関する件

- 1) 親睦活動をより幅広く行えるようにし、クラブ活動費部門は親睦のために使用する。
- 2) 親睦委員会は祝事には親睦を図るため、祝品・記念品等を贈り祝福する。
- 3) 会員は祝品、記念品を贈られた場合は、親睦委員会の活動に協力する。冠婚、慶弔の際は次に従ってニコニコ箱に献金をする。

(ア) 本人の誕生日	2, 000円
(イ) 結婚に際して会員本人	30, 000円
〃 会員の子供	10, 000円
(ウ) 出産に際して会員本人の子供	5, 000円
- 4) 次に従ってお祝い又は供物を贈る。

(ア) 両親及び同居の親族死亡の場合	しきみ一対と弔電
会員本人及び本人夫人の場合	しきみ一対と弔電、及び10, 000円
(イ) 会員本人が病気入院をした場合はお見舞いとして	10, 000円
(ウ) 特別の賞をもらったときは記念品を贈る	10, 000円相当
(エ) 会員又は会員の子の結婚に際しては祝電を贈る	

2. ニコニコ箱に関する件

奉仕活動に欠くことの出来ない資金源として会員は次に従ってニコニコ箱に献金をする。
集められた献金はクラブ奉仕委員会(奉仕プロジェクト)の活動経費に使用する。

- 1) 特別の賞をもらったとき 10, 000円
- 2) 名誉のある役職に就いたとき (公的な役職) 3, 000円
- 3) 無届欠席 2, 000円
- 4) よろこび事や、うれしい事があったとき 1, 000円
- 5) 遅刻、早退については 1, 000円

3. 例会及び事務局に関する件

- 1) 例会日の週に於いて祝日休日がある場合、その週の例会は休会とする。ただし、定款第8条第1節により、連続して3回の休会は出来ない。但し、特別な場合はこの限りでない。
- 2) 例会当日に気象情報により、御坊市日高郡に例会日の午前中に気象警報が発令されている場合、理事会の決議を得ることなく、例会は中止(休会)とする。
- 3) 欠席の場合は、午後12時までに事務局に連絡する。

例会日(水)の事務局勤務時間帯は、午前10時～12時；午後3時30分～
TEL 0738-23-2334
FAX 0738-22-1234